

令和5年度事業計画

I. 基本方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界的に長期化する中、ロシアのウクライナ侵攻、世界的な物価高騰が加わり、我が国建設業界は燃料やエネルギー、建設資材の高騰等に直面している。そのような中、国土交通省の2023年度予算では、国民の安全・安心の確保、経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大、豊かで活力ある地方創りと分散型国づくりを柱に、インフラ分野においては防災・減災、国土強靱化の推進に加え、DX(デジタル・トランスフォーメーション)、GX(グリーン・トランスフォーメーション)の取り組み推進が盛り込まれた。

港湾・海岸の分野においては、近年の頻発する自然災害に対応し、近い将来に発生することが危惧されている首都圏直下地震や南海トラフ地震による災害、大型台風の来襲による高波・高潮対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国際競争力強化のための国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾の整備、インフラの海外展開、洋上風力発電の建設やカーボンニュートラルポート政策の推進等の2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対応等が活発に進められている。

協会並びに会員企業は、技術力と施工力を活かして国土強靱化並びに国際競争力強化のための港湾・空港・海岸の整備に貢献する。DXでは、ICTやBIM/CIMの活用、施工の自動・自律化等の現場の生産性向上を推進する。また、GXでは、カーボンニュートラル実現のため、海洋土木工事におけるCO₂の排出削減に加え、カーボンニュートラルポートの形成や洋上風力発電の推進に貢献する。

一方、労働人口が大きく減少する中、建設業界では、若手労働者の不足や技能者の高齢化が進行しており、担い手の確保と生産性の向上が喫緊の課題である。また、2018年には「働き改革関連法」が成立し、建設業についても2024年4月から時間外労働の上限規制が罰則付きで適用されることとなり、将来の担い手である若者や女性から選んでもらえる魅力ある産業にするためには、週休二日の実現や長時間労働の是正等の働き方改革はやり遂げねばならない課題である。

海洋土木工事は、気象・海象条件に加え、港湾利用者や漁業者、関連工事との調整、定められた供用開始日より工期延伸できない等、土日閉所が困難な工事が多いという特有の課題がある。工期延伸できない工事に対しては、作業船の規格アップやプレキャスト化等の生産性向上策の導入、交替制の導入による技術者・技能者の増員等の方策を講じて労働時間の上限規制を遵守する。国土交通省港湾局発注工事においては、働き方改革推進の3本柱である「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」、「工物品質確保調整会議」、「休日確保評価型試行工事(工期指定)」が運用されているが、これらを受発注者双方の現場レベルで浸透させ、海洋土木工事に関わる全

での技術者・技能者が働きがいのある魅力的な職場となるよう取り組む。

協会並びに会員企業は、常に高い倫理観を持ち、確実な施工と品質確保が図られるよう技術の研鑽や普及、労働災害の防止等に努めるとともに、働き方改革や生産性向上等建設業界を取り巻く諸課題に対応する。このように、港湾等の建設産業におけるサステナビリティに真摯に取り組み、良質な港湾・空港・海洋関係の社会インフラ整備を通じて我が国の発展に貢献することを目指す。

Ⅱ. 主要事業

1. 港湾、空港、海洋関係の社会インフラ整備の推進

東日本大震災や熊本地震からの復旧と復興、巨大地震や津波、大型台風の来襲等の気候変動並びにインフラ老朽化への対応等、国土の開発・利用と保全に資する事業の推進が必要である。また国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾の整備、洋上風力発電及びその整備促進のための基地港湾の整備等海洋における再生可能エネルギー利用の環境整備、カーボンニュートラルポートの形成、大阪万国博覧会に関連したインフラ整備、統合型リゾート(IR)やウィズコロナ時代を見据えた訪日観光客の増加に対応したクルーズ船対応及び国際・国内主要空港の機能拡充等受け入れ環境整備等、日本の経済の発展に不可欠な港湾・空港・海洋関係の社会インフラ整備が円滑かつ効率的に進められる必要がある。

そのため、協会は様々な技術的な課題の解決に取り組むと共に、公正誠実な企業活動を基本として、働き方改革と生産性の向上、担い手の確保と育成等に取り組む、活力と魅力に溢れる建設産業の実現に努める。

技術的な課題については、関係機関・関係団体とのネットワークを構築し、調査等を行いつつ、国の制度の活用等により、新技術の実用化や現地適用、標準化に取り組む。担い手確保や働き方改革等の課題に対しては、地方整備局、航空局、防衛省等との意見交換会等関係機関や関係団体と一層の協力・連携を図り着実に前進させる。また、広報を充実し、社会貢献活動や海上工事の魅力についての情報発信を強化する。

なお、協会運営を支えるツールとして、クラウドを活用して本部・支部の協会行事や各委員会活動状況の適時・適切な共有、協会活動の成果物等へのアクセスビリティの確保、海洋土木工事の工事情報や労働災害・事故情報の集積及び効率的なアンケート調査に資する協会活動のデータベース化を引き続き推進する。

2. 海洋土木技術の発展への取り組み

海洋や臨海部は交通、生産、生活、エネルギー・資源確保の場として重要な空間であり、その基盤整備に必要な建設技術の向上を図るため、生産性の向上、安全の確保、さらに、周辺的生活環境、自然環境と調和した施工技術の確立に努める。

(1) プロジェクト関連の技術への取り組み

臨海部土地造成、土砂処分場、埠頭整備、海上空港、臨港交通施設等の大規模な海上建設プロジェクトに関わる急速施工、工程管理、安全管理、土砂管理、環境保全等について、DXの推進等による生産性向上技術を含め、適用可能な最新の技術について調査を行い、技術提案等を行う。

我が国沿岸域で今後実施される洋上風力発電事業について、会員企業が有する技術を基礎に、施工技术、作業基地や船舶に関する検討を継続的に行い、浅海域から沖合での整備・運営、更に海外での展開についても視野におきながら、さらなる技術の進展と事業への対応を目指す。特に、一般海域における大規模な洋上風力発電設備の作業基地としての港湾のあり方等に関する検討を引き続き関係団体と連携して取り組む。

(2) 生産性向上への取り組み

建設産業の生産性を飛躍的に向上させるためには、建設生産プロセスの効率化に向けて全面的なデジタル化に大胆に踏み込む必要がある。プレキャスト化の推進とともに、施工の機械化、出来形確認等のICT化、データ処理へのAIの導入を進め、担い手確保や働き方改革にも大きく寄与する海洋土木工事の自動・自律化に積極的に取り組む。

① 監督検査の合理化

新型コロナウイルス感染症防止対策にも有効で監督検査の合理化に資する遠隔臨場について、国土交通省港湾局による実施要領に従い適切に対応する。また、ナローマルチビームや水中ソナーによる計測値や施工履歴の記録を用いた検査の実現に向けて検査基準策定への協力を積極的に取り組む。さらに、工事書類の簡素化・デジタル化について、一層の取り組み強化を関係者に働きかける。

② プレキャスト化の推進

海洋土木工事の更なるプレキャスト化の推進は、生産性ととも安全性の向上の観点からも有効な方法と考えられる。国土交通省港湾局が策定した「港湾工事におけるプレキャスト工法導入検討マニュアル(試行版)」の適切な運用に協会としても協力する。

③ デジタル化の推進

海洋土木工事の生産性向上を図るため、調査、設計から維持管理までのサイクルを視野に入れたデータの活用を含めた施工プロセス全体のICT化、BIM/CIMの適用拡大に取り組む。ICT活用による水中施工の可視化や情報化施工を柱として、タブレットやクラウドサービス利用による現場業務の効率化等の建設現場の効率化・省人化に総合的に取り組むとともに、将来的な自動・自律化施工への活用を念頭に生産性向上の取り組みとして2023年度からのBIM/CIM原則適用に対応する。

国土交通省港湾局によるBIM/CIMクラウド構築において、全国で統一して活用でき

るフォーマットを作成し活用することについて協力・支援を行い、ICT、BIM/CIMを広く活用する方策について研究を進める。特に、BIM/CIMを活用した作業船の自動・自律化についての検討を進める。

なお、デジタル化の効果を一層引き出すためには、検査基準だけではなく技術基準及び設計基準の変更や、BIM/CIMモデルの統一性の確保や適切な管理を関係機関全体として実施すること等が必要である。このため、国土交通省が設置する検討会等において国、港湾管理者、関係民間企業と組織横断的に連携・協力して積極的に検討を進めていく。

(3) 技術課題克服への取り組み

プレキャスト化、既存施設の効率的な更新、機能改善、長寿命化、維持管理等に関わる施工技術について調査し、事業適用に向けた検討を更に進める。

さらに、海洋環境の改善・創出工法、資源の活用、CO₂抑制策に関する調査等や海洋の利用促進に関する取り組みを行う。

(4) カーボンニュートラル政策への取り組み

国土交通省港湾局におけるカーボンニュートラル政策に対応するため、作業船等のカーボンニュートラル化等、海洋土木工事における脱炭素化の取り組みやブルーインフラを活用したカーボンニュートラルポートの形成、洋上風力発電の推進等について、国土交通省港湾局等と連携して取り組む。

(5) 新技術・新工法の開発、検証・標準化に向けた取り組み

新技術・新工法の開発と工事への適用に際しては、幅広く情報を共有する他、各種の技術評価制度との連携や新技術導入促進調査、港湾技術パイロット事業や実証的工事の検証を通じて、技術の信頼性や確実性の向上に努める。

また、当協会と（国研）港湾空港技術研究所が特許を共同保有する可塑状グラウトによる重力係船岸増深技術の実用化に向けて国の技術開発制度を活用して取り組むとともに現場への適用を目指す。

(6) 作業船の整備、運用に関する取り組み

海洋土木工事に不可欠な作業船が著しく減少し、かつ、更新投資が行われず老朽船が多いことは、業界の大きな課題となっている。作業船の継続的な保有と運用の安定化を図るため、課題と改善策、支援措置について、国土交通省港湾局と連携を図りつつ調査検討を進める。

併せて、全国的な作業船の係留場所の不足についてその解消を図る方策について取り組む。

(7) 質の高いインフラ輸出への取り組み

会員企業が保有する技術の紹介、海外プロジェクトに関する情報の収集・提供等、会員企業の海外展開の支援を行う。

①港湾建設業の海外展開促進

会員企業の海外展開を支援するため、国土交通省、国際協力機構、海外交通・都市開発事業支援機構等への協力、情報交換等を進めるとともに、海外建設プロジェクトの実態調査等を実施する。

②海外港湾プロジェクトの動向の把握

国内及び ASEAN 等海外のセミナーや政府調査団への参加協力、PIANC、IAPH、JOPCA 等の港湾関係国際団体や海外港湾物流プロジェクト協議会等の活動に積極的に参加し、これらを通じた ODA プロジェクトの動向等の情報収集を行う。

3. 魅力ある建設産業の実現

建設産業において働き方改革の実現と担い手確保及び育成は喫緊の課題で有り、そのために以下の取り組みを推進する。

(1) 働き方改革の推進

労働基準法改正により 2024 年 4 月から時間外労働の罰則付き上限規制の適用されることから、海洋土木工事の働き方改革を更に推進する。

港湾、空港等整備の実施において、契約事項等についての改善すべき事項を国の制度・基準へ反映されるように取り組む。海洋土木工事の特徴を踏まえ、休日確保及び適切な工期設定に向けて、引き続き実態の把握・分析を行うとともに、交替制による休日確保等に積極的に取り組み、改善方策等を検討する。特に、2020 年度から創設された「工事品質確保調整会議」及び 2021 年度に新たに策定された「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」を実効あるものとするため、各工事現場における意識改革を徹底し、工事着手時点において 4 週 8 閉所の確保を前提に、受発注者双方が現場条件、施工計画、工事工程等について総合的な調整を十分に行い、またその結果を制度設計への提言に反映させるよう努める。

週休二日実現に向けては、休日取得実態のフォローアップを実施するとともに、契約方式、経費等に関する諸問題や対応策についての検討を進める。また、2020 年度から創設された休日確保評価型試行工事（工期指定）を含む各種の試行工事の実施を通じて課題を抽出し、制度設計への提言に反映させるとともに、設計変更が適切に行われるよう、2021 年度に改定された「港湾工事の契約変更事務ガイドライン」、2023 年度から運用される「空港土木工事の契約変更事務ガイドライン」を積極的に活用する。

2024 年 4 月からの適用が目前に迫っている改正労働基準法遵守に向け、関係者間での意見

交換を踏まえて様々な仕組みが整備されてきており、特に今年度はそれらを目的どおりに着実に運用し軌道に乗せていく総仕上げの年であるとの確固たる意思のもと、当協会としても更なる意識改革と実践を行っていく。

また、日本港湾空港建設協会連合会、(一社)日本海上起重技術協会、全国浚渫業協会、(一社)日本潜水協会と週休二日を中心とする働き方改革の推進について、海洋土木業界一丸となって対策の検討を行う。関係団体との連携においては、特に、①働き方改革推進のベースとなる意識醸成と実態把握、②専門会社の年間の総収入が減少しないような施策、③作業船乗組員の適切な休憩・休息環境を確保するため2023年3月に新たに策定された「非自航船における居住設備ガイドライン」の関係者への周知と適切な運用、④作業船の係留場所の確保、については早急に取り組むべき課題とし、検討を進める。

専門会社、協力会社の収入に関しては、発注者のご理解により、労務単価の引き上げや週休二日の実施に伴う労務費等の割増し、船舶損料の引き上げ等の施策、一般管理費の見直しや諸経費検証モデル工事(2022年度実施)等の取り組みが行われているが、更なる改善策にも取り組み、元請けから下請けを含む海洋土木業界全体としての処遇アップの好循環を目指す。

(2) 担い手の確保・育成

若手技術者や女性技術者等の労働環境の改善を図るための具体策を検討するとともに、契約制度に関する諸施策に対し、担い手確保の観点から調査し提言を行う。

若手技術者の啓発や積極的な学びの場としての官民合同の勉強会や現場見学会等の充実を図るとともに、今後中核を担う若手職員をターゲットとした官民若手技術者交流会を実施し、知見の拡大やスキルアップ等に取り組む。また、「建設キャリアアップシステム(CCUS)」の普及を推進し、技能者が誇りを持って働ける環境の整備に努めるとともに、能力評価を行う新たな職種(「海洋土木工」)の導入について、港湾等の建設事業に関わる関係5団体で連携して、協議・検討を進める。

担い手育成の一環としての外国人技能者の受入に関しては、日本港湾空港建設協会連合会外国人材センターを通じて協力・支援を行う。特に特定技能職種が「土木」と大括り化・統合されたことにより、潜水士を含む専門性の高い海洋土木技能の教育訓練の場が必要であり、引き続き支援していく。

4. 公正・誠実な企業活動の推進

国の重要インフラの建設を担う企業としては、常に高い倫理観をもって確実な施工と品質確保に努め、社会の信頼を得ることが重要である。そのため、法令遵守、競争性や透明性確保、アカウントビリティ等に一層取り組み、公正で誠実な企業活動を徹底する必要がある、今後とも講習会等を通じてコンプライアンスへの取り組みを推進する。独占禁止法、コンプライ

アンス、企業対象暴力等の講習会等を継続して開催する。

5. 安全・品質の確保と環境の保全

法令遵守はもとより、人命尊重を最優先に安全対策を確立して事故の防止を図り、かつ品質確保や環境保全対策を徹底することは、発注者の要請と社会の期待に応える上で極めて重要である。海上工事を主体とする建設産業を支える当協会においては、海洋土木工事における労働災害並びに公衆災害の防止と良好な海域環境の確保は、重要な使命の一つである。遠隔臨場を含め安全活動の多頻度化と受発注者一体となった取り組みを一層強化し、安全管理レベルの向上を図る。

(1) 海洋土木工事の安全対策に関する調査研究

海洋土木工事の安全を確保するため、事故が発生した場合には会員企業間で迅速に情報共有を行うとともに、それらを基に事故災害要因を分析し、課題と改善策を取りまとめ会員企業間での水平展開を行う。また、更なる安全対策の強化に資するよう、厚生労働省の指針に準拠した「港湾工事安全作業標準書（OHSMS(労働安全衛生マネジメント)対応型)」の2023年度中の改定、現行の安全法令等を確認し「港湾工事安全施工指針」の見直し検討、安全教育訓練に資する「港湾工事災害事例集Ⅶ」の編集に取り組む。

(2) 海洋土木工事の安全・環境対策の推進

協会本部(会長又は安全環境対策本部長の参加)及び本部、支部、発注者と合同の安全環境パトロール、安全講習会等を継続実施し、直接的な安全対策指導と災害防止に向けた効果的な安全対策を指導徹底するとともに、2021年4月改定「港湾工事安全ポケットブック」、2022年6月改定「作業船新規入場者のしおり」を活用して工事安全防止に対する一層の啓発・周知を図る等、最新の安全対策に関する調査研究成果や技術情報を共有し、更なるレベルアップを目指す。

6. 大規模災害発生時への対応

近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震、首都直下地震、また、近年頻発する台風・豪雨等の大規模災害発生時の災害対応をより円滑かつ適切に行う体制を確立させる。このため、各支部において関係機関等と結んでいる「災害時応急対策業務協定」が実効性のあるものとして十分機能発揮できるよう連携を密にする。

自然災害に加えて船舶座礁等の事故災害の場合においても、災害時緊急支援の出動要請があれば協会として一体的に行えるよう体制を整えておき、本部と支部、支部相互間、関係機関との緊密な連携を図る。防災業務計画を確実に実施するため、支部を含めた情報伝達訓練、防災教育、災害予防対策等平常時の活動を積極的に行う。また、支部は地方整備局等が行う

防災訓練等に積極的に参加・協力する。

7. 広報活動

(1) 広報活動の推進

海洋土木の魅力をアピールするツールとして「うみの現場見学会」の実施や学生・一般向けのPRパンフレットの活用、また、就職希望者を誘引できるPR動画の企画・制作及びこれらも活用したホームページ、広報誌面等の継続的な改善を通じて港湾・空港関係インフラ建設への理解促進、生産性向上や担い手の確保への対応等について広報活動を推進する。特に若者が海の土木工事に魅力を感じ、誇りを持って働くことのできる職域であることを理解できるように、若手職員の意見を取り入れた動画を作成しPRに取り組む。

また、東日本大震災等の大規模災害発生時に緊急の対応を行っていることを広く認識してもらうため、3.11伝承ロード推進機構の伝承アーカイブ事業の映像を積極的に活用し、効果的な広報の実現を図る。

機関誌「Marine Voice 21」については、海洋土木に親しみを持てるようにするため、より一般読者寄りの記事掲載に努め、誌面構成や配布先の見直しを随時行う。

(2) 技術の普及

海洋土木技術の向上と普及を図るため、自主研究、共同研究の成果並びに会員企業の施工技術について、報告会、講演会、機関誌等で積極的に発表する。

また、国土交通省をはじめとする関係機関の委員会、研修会等へ海洋土木の専門家を委員、講師として派遣する。